

主観項目及び主観点（令和6年度）

No.	主観項目	評点方法	主観点
1	令和4年度における建設工事の種類別 工事評定	対象業種の工事成績評定点の平均値が85点以上 (65点未満の成績の工事を含まないこと)	50
		対象業種の工事成績評定点の平均値が80点以上85点未満 (65点未満の成績の工事を含まないこと)	40
		対象業種の工事成績評定点の平均値が75点以上80点未満 (65点未満の成績の工事を含まないこと)	30
		対象業種の工事成績評定点の平均値が70点以上75点未満 (65点未満の成績の工事を含まないこと)	20
		対象業種の工事成績評定点の平均値が65点以上70点未満 (65点未満の成績の工事を含まないこと)	—
		対象業種の工事成績評定点が60点以上65点未満が1件以上3件未満ある場合	-10
		対象業種の工事成績評定点が60点未満が1件以上ある場合又は60点以上65 点未満が3件以上ある場合	-20
2	令和4年度における本市等の発注工事 受注状況	対象業種の受注件数が平均以上	5
		対象業種の受注件数が平均未満	3
		対象業種の受注金額が平均以上	5
		対象業種の受注金額が平均未満	3
3	身障者雇用状況	法定雇用義務のある事業者(常用雇用労働者数43.5人以上)で法定雇用率を 達成している場合又は法定雇用義務がない事業者(常用雇用労働者数43.5人 未満)で1人以上の障害者を雇用している場合	10
4	自立更生支援活動の実施状況 (令和6年1月1日現在)	前橋保護観察所に協力雇用主として登録されている者	5
		令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2か年に、協力雇用主として3ヵ月 以上保護観察対象者等を雇用した者	5
5	令和3・4年度に高崎市競争入札参加 資格者指名停止措置要綱に指定され た事由に基づく指名停止の期間及び 文書による注意	指名停止の事由が死亡事故にかかる場合	-20
		指名停止の事由が本市にかかる場合	
		指名停止の事由が死亡事故以外の場合	-10
		指名停止の事由が本市以外の場合	
		文書又は口頭による注意の場合	
6	令和3・4年度の工事施工中の安全管 理不足による事故の発生状況	施工中の工事現場内での死亡事故	-20
		施工中の工事で重大な過失が原因で、本市又は民衆に対する損害事故を起こし た場合	
		施工中の工事現場内で負傷者を出した場合	-10
		施工中の工事で本市又は民衆に対する損害事故を起こした場合	
7	本市との災害防災協定の締結の有無 (令和6年1月1日現在)	本市と災害防災協定を締結している組合等加入者 (1社15点を限度)	15
8	令和4年度の災害応急対策業務出動 回数(災害防災協定の締結には関係 なく全ての緊急出動業者)	当該出動回数が平均以上	15
		当該出動回数が1回以上平均未満	10
9	優秀技術者(令和4年度竣工)	対象業種の工事成績評点80点以上が1件以上ある場合(1社10点を限度)	10
10	除雪作業委託業者 (令和6年1月1日現在)	除雪作業を委託している業者	15
11	令和4年度の除雪年間出動回数(降雪 量が多いため緊急に除雪作業を依頼 された除雪作業委託業者以外の業者 を含む。ただし、委託業者以外は点数 は半分とする。)	当該出動回数が平均以上	10
		当該出動回数が1回以上平均未満	5
12	令和3・4年度の地域貢献	2年間継続して行った場合	10
		1年間行った場合	5
13	消防団員登録状況 (令和6年1月1日現在)	本市の消防団員台帳に登録されている事業主又は従業員(審査基準日前3ヵ月 以上継続して雇用している者に限る。)が1名の場合	5
		複数名の場合	10
14	暴力団排除への取組みの有無 (令和6年1月1日現在)	令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3か年に、「暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律」の規定に基づき、不当要求防止責任者の選任届出 及び講習を受講した場合	10

※ 水道施設工事は、No10・11 項目「除雪作業委託業者・除雪年間出動回数」を「除雪作業委託業者もしくは修繕待機業務
委託業者除雪年間出動回数もしくは緊急修繕出動回数」とする。ただし重複加算は行わない。